
3. 検討対象区域（下水道計画区域）

3.1 検討対象区域（下水道計画区域）の設定

雨水管理総合計画の検討対象区域は、浸水被害の発生状況や浸水リスク、資産・人口等の集積状況を勘案し設定する。

公共下水道事業による下水道計画区域（雨水）は、古川、松山、三本木及び鹿島台地域で設定されている。

近年の豪雨による浸水被害を見ると、被害の多くは雨水事業を行っている4地域で発生しており、優先的な対策が必要な地域と考えられる。また、限られた予算で事業を実施するため、整備区域を絞って集中的に対策を行う必要があることから、本計画の検討対象区域は公共下水道事業全体計画（雨水）と整合を図る。

以上より、検討対象区域（下水道計画区域）は2,391.5ha（古川 1,467.9ha、松山 270.0ha、三本木 291.6ha、鹿島台 362.0ha）とする。対象区域を図 3-1 及び図 3-2 に示す。

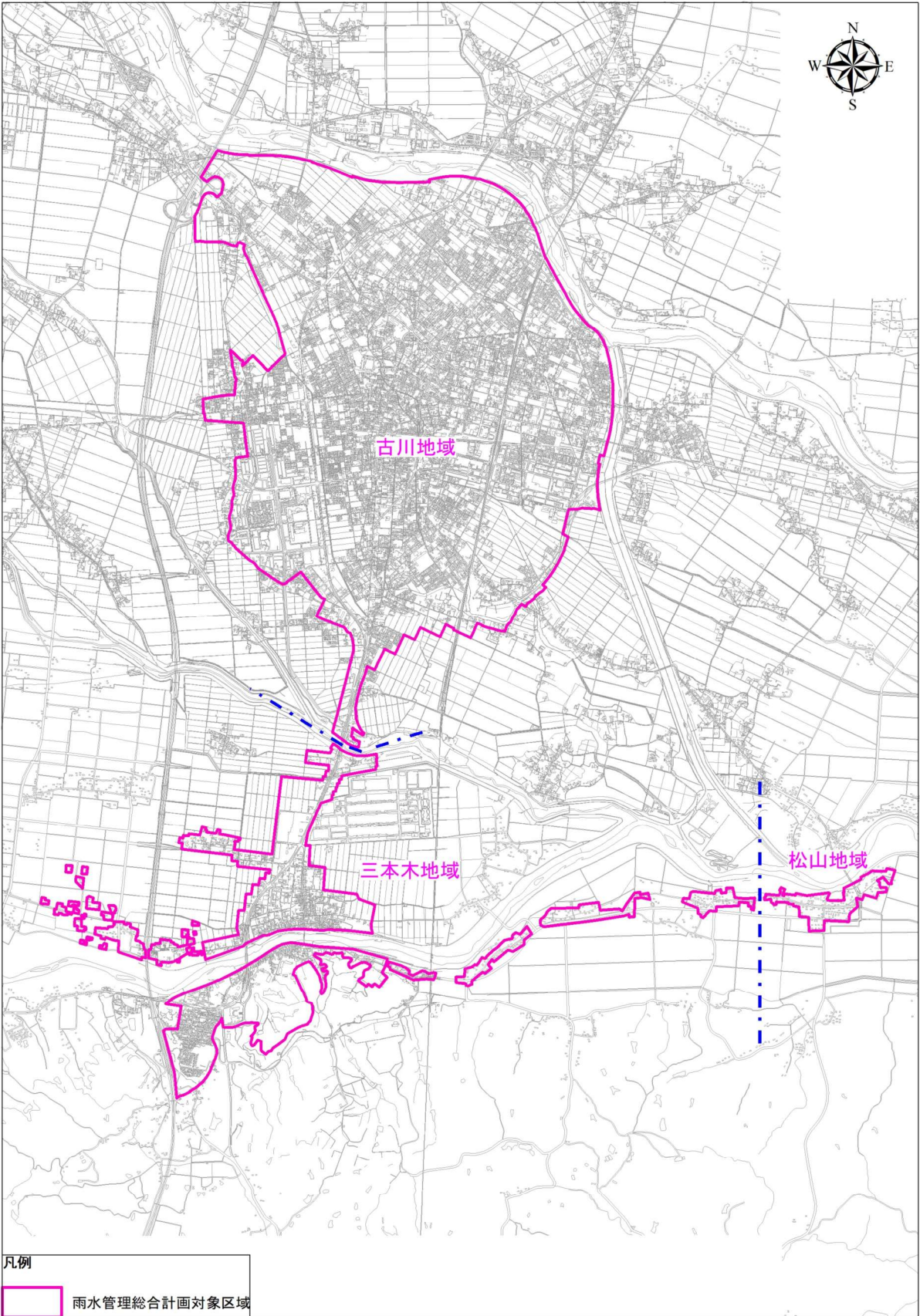


図 3-1 雨水管理総合計画対象区域 (1/2)

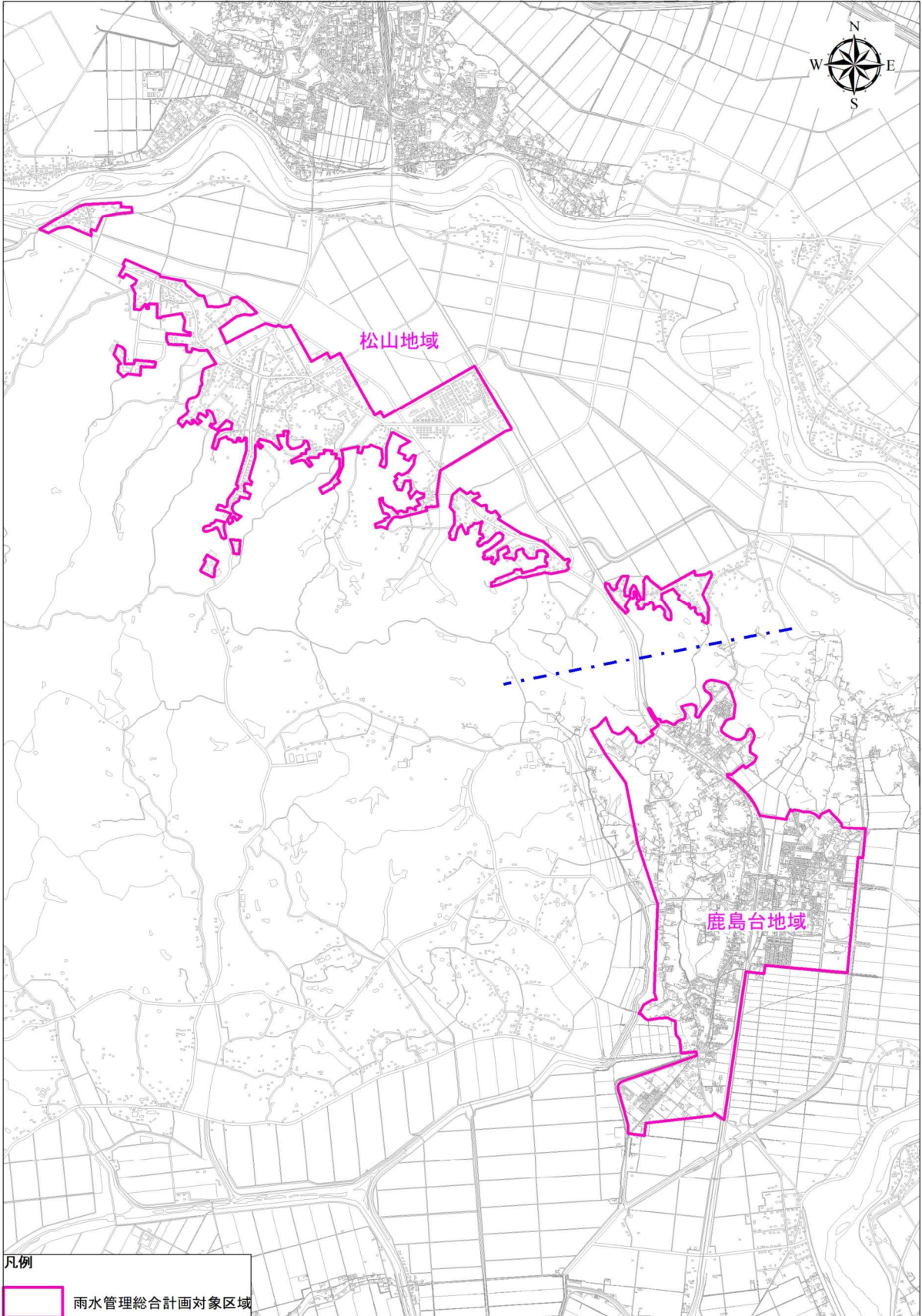


図 3-2 雨水管理総合計画対象区域 (2/2)

3.2 古川地域の排水区の見直し

古川地域では、現況の排水系統に合わせて排水区域の見直しを行っており、本計画では見直し結果を踏まえて検討を進めることとする。見直し前後の排水区域図を図 3-3 及び図 3-4 に示す。

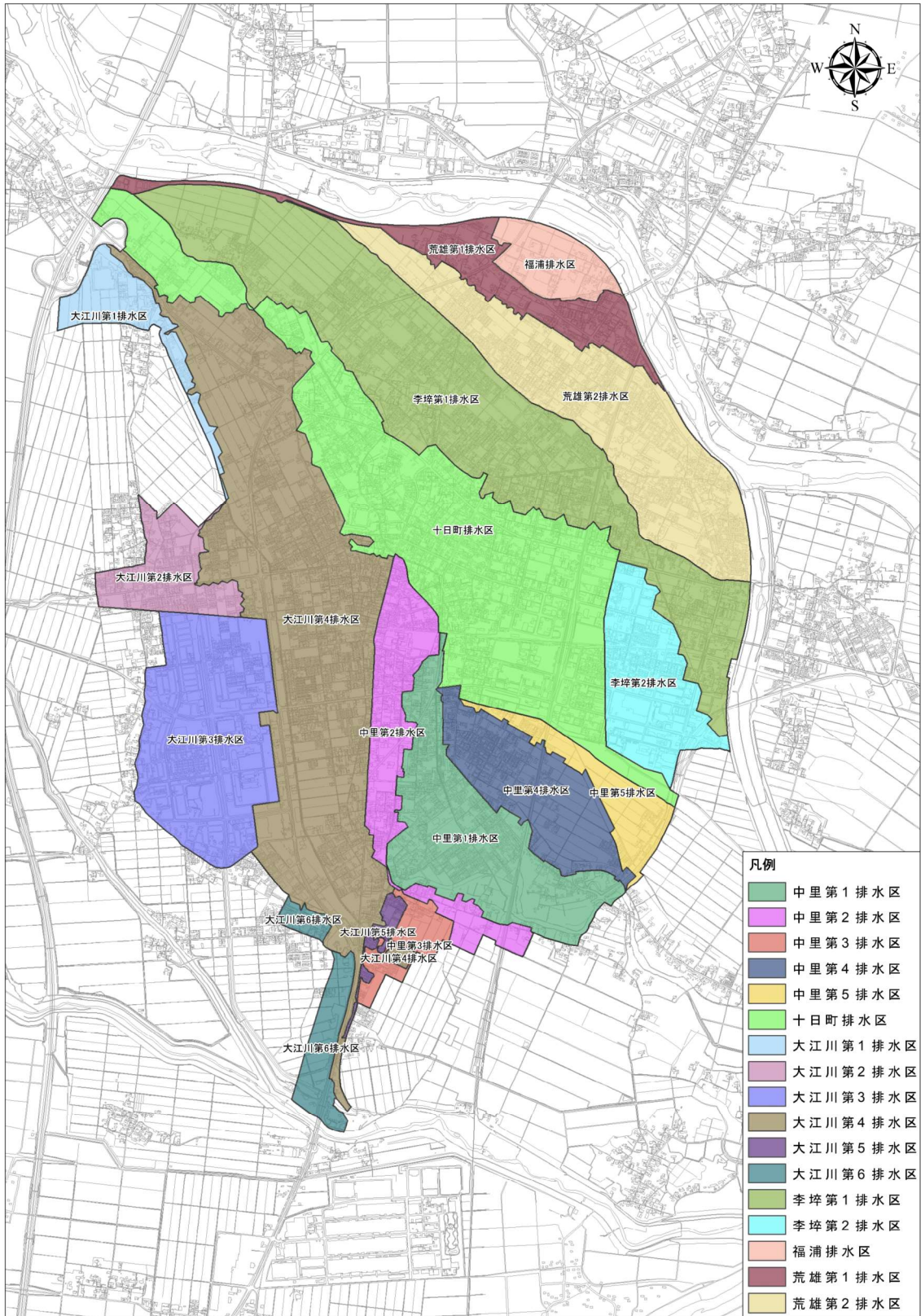


図 3-3 古川地域の排水区域図（見直し前）

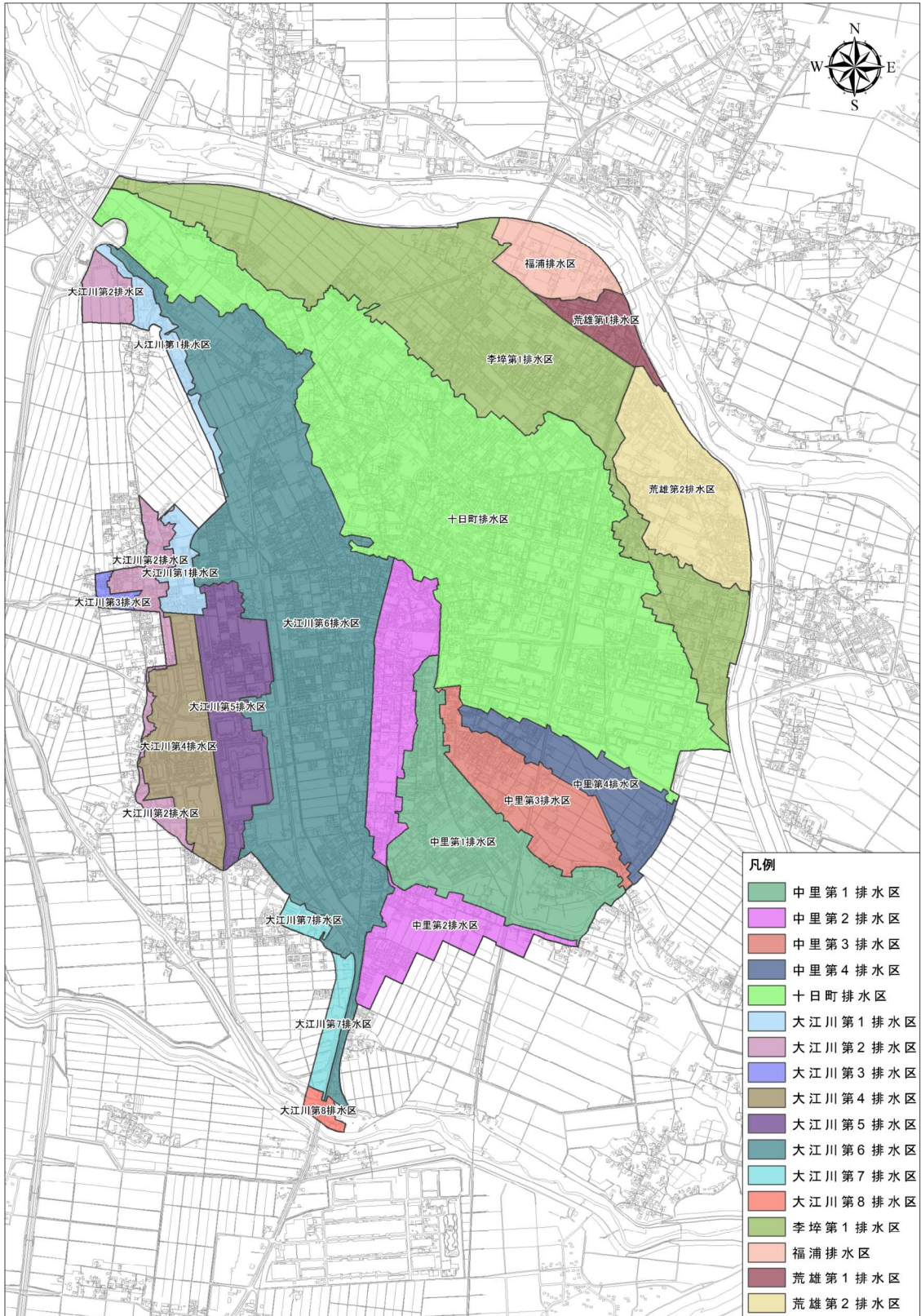


図 3-4 古川地域の排水区域図（見直し後）